

Title	十訓抄（片仮名本）の本文について
Author(s)	泉, 基博
Citation	語文. 1979, 35, p. 23-33
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68650
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

右記の宮本の本文の傍点箇所は書写者かあるいは後人によつて右側に墨書で注記されているが、宮本の親本では右記の吉本の本文のように記されていたものと思われる。『十訓抄詳解』や『尊卑分脈』によれば、以言が大隅守大江仲宣子であるから、宮本のように上に「齊名」がなく、「大隅守大江仲宣子以言ヲ……」だけでは文意が通らない。しかし吉本の本文はこれで文意は通るが、十訓抄の他の人名の表記箇所を見てみると、「大隅守大江仲宣子」と類似するような人名の注記はすべて傍注として表記されているので、吉本に於ける「大隅守大江仲宣子」は傍注が本文に混入したものとと思われる。(この事については(三)の項で詳しく考察する。)この人名の傍注が本文中に混入している宮本と吉本の両本を比較してみる時、吉本も宮本から伝写されたものではないという事がわかる。

本文のあるなし、人名の傍注が本文中に混入している例から考えて、宮本と吉本との関係については、互に伝写関係は見られないと考えてよいと思う。

参考までにふれておくと、宮本には「或人云六波羅二藤左衛門入道作云々長時時茂等奉公」という墨書の書き付けが巻末にあるが、吉本にはない。これは吉本の書写者が書き忘れたのであらうと言われている。(岩波文庫版『十訓抄』の解説)

宮本の親本と吉本の親本とは共に本文中に不明箇所が存したようである。その箇所は宮本、吉本に於いては次のように表記されている。

ウサヤウノ本ノヲヤリテ (136—11)

ウサヤウノ本ノマ、ヲヤリテ (吉本)

指セル苦シマルマシクハ本ノ付テ其罪ヲナタメカロメン事

(179—19)

指セル苦シマルマシクハ本ノ付テ其罪ヲナタメカロメン事

(吉本)

なお参考までに第十の前半にある例もあげておくと、

目出キ音ヲ吹出テ本ノ吹スマシタリケリ (121—19)

目出キ音ヲ吹出テ本ノマ、吹スマシタリケリ (吉本)

右記の「本ノ」あるいは「本ノマム」という表記は宮本の親本に於いても、又吉本の親本に於いても本文が不明であった箇所と思われる。宮本の親本と吉本の親本に於いて本文の不明箇所が一致しているという事は、それぞれの親本は同一もしくは極めて近い関係であったのではなからうかと考えられる。「本ノ」あるいは「本ノマム」という表記についてであるが、宮本、吉本それぞれの親本に於いて、この表記があつたかどうかはわからない。(宮本の書写者と吉本の書写者がそれぞれの親本の本文の不明箇所を「本ノ」あるいは「本ノマム」と表記したとも考えられるからである。)

宮本の親本と吉本の親本とが同一もしくは極めて近い関係であつたのではなからうかという事は次の例から一層明らかになる。

三首ノ歌ヲヨミテ (142—17)

三首ノ哥ヲヨミテ (吉本)

我^我仍和歌才学ヲ (151—15)

我^我仍和哥才学ヲ (吉本)

大円園夏ノトモカラ (174—14)

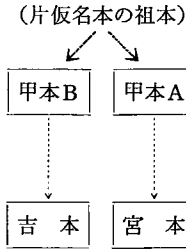
大円園夏ノトモカラ

大円閣夏ノトモカラ (吉本)

坂上允高申廷尉ノ職ヲ辞シテ (179—181)

坂上允高カ廷尉ノ職ヲ辞シテ (吉本)

右記の例を見てみると、宮本と吉本に於いて右傍の注記や振仮名がほとんど一致している事がわかる。この一致についてであるが、この注記や振仮名が宮本の書写者と吉本の書写者とに於いて偶然に一致したとは考えられないので、宮本の親本と吉本の親本とに右記の注記や振仮名がすでに表記されていたものと思われるのである。という事は、それぞれの親本は同一もしくは極めて近い関係であったと考えて良いと思う。いまここで宮本の親本を仮に甲本A、吉本の親本を仮に甲本Bと名付ける事にする。そうすると、甲本A、甲本Bに於いて注記と振仮名が表記されていたという事は、甲本A、甲本Bは片仮名本の祖本ではないという事になる。(片仮名本の祖本には書き入れはなかつたであろうと考えられるからである。) このように考えて来ると、宮本、吉本と片仮名本の祖本との間には少くとも甲本A、甲本Bというワンステップがあつたという事になるのである。ここで宮本と吉本の伝写関係を整理すると次のようになる。



* 甲本Aと甲本Bとは同一もしくは極めて近い関係である。

(二) 宮本の親本について

彰考館には享保六年版『十訓抄』(全十冊)があるが、これは第四類本に属するものであり、前記第三類本の彰考館蔵本(三)の項で詳しく述べる)とは別のものである。この享保六年版(以下享保版と略す)には朱書で古本との校合が数多くなされており、その古本については第十冊目の最終丁の裏に墨書で次のような書き付けがある事から、その性格がわかる。

本多甲馬忠憲主所蔵妙覚寺本ノ模本ヲ以テ校合セリ妙覚寺本ハ片仮名本ニテ三巻トス此ニ古本トイヘル是也 松屋主人与清

つまり享保版に朱書で書き入れてある数多くの校合は妙覚寺本の模本によるものである事がわかる。この朱書の校合を調査してみると、宮本とはほとんど一致するのである。その例を示すと次のようになる。上段は宮本、下段は享保版。□で囲んだものはそれぞれの本文(宮本では墨書、享保版では黒刷り)を示し、他はすべて朱書による書き入れである。

(宮本、上巻、第二丁表)

十訓抄序 菅原為長卿 校合本如斯アリ

(享保版、第一冊目、第二丁表)

十訓抄序 菅原為長卿 校合本如斯アリ

(宮本、上巻、第三丁裏) 為長卿 孝標五世孫大学頭長守子任

参議叙正二位寛元四年卒年 八十九管著十訓抄

(享保版、第一冊目、第二丁裏) 為長卿 孝標五世孫大学頭長守子任

参議叙正二位寛元四年卒年 八十九管著十訓抄

徹書記物語に云十訓抄は為長卿の作と覚る也歌仙有職能書にて有し也官の聴にて侍しかは文をもて先とせしなり面白事も書たるもの也我も持て侍しを今熊野にて焼侍し也云々
椽齋本如此アリ

(宮本、下巻、最終丁表)

十訓抄下

妙覚寺本椽齋本如此アリ

或人云六波羅二廳左衛門入道作云々長時時茂等奉公

(宮本、下巻、最終丁裏)

たのみては久しくなりぬ住吉のまつ此たひはしるしませなん事書に奉周和泉任はてままかりのほるまゝにいとをもくわつらひ侍りけるを住吉のたゝりといふ人侍ければみてくら奉り侍りけるに書つけけると後拾遺に赤染衛門哥に侍り又此抄可庶幾才藝の段にみえ侍り同時によめる哥
歟

徹書記物語に云十訓抄は為長卿の作と覚る也歌仙有職能書にて有し也官の聴にて侍しかは文をもて先とせしなり面白事も書たるもの也我も持て侍しを今熊野にて焼侍りし也云々
*

(享保版、第十冊目、最終丁表)

十訓抄下古

或本云六波羅二廳左衛門入道作云々長時時茂等奉公古妙覚寺本椽齋本同

(享保版、第十冊目、最終丁裏)

たのみては久しくなりぬ住吉のまつ此たひはしるしませなん事書に奉周和泉任はてままかりのほるまゝにいとをもくわつらひ侍りけるを住吉のたゝりといふ人侍りけるに書つけけると後拾遺に赤染衛門哥に侍り又此抄可庶幾才藝の段に見え侍り同時によめる哥歟古本ノ奥如此アリ

右記のとおり、上段(宮本)には朱書で「椽齋本如此アリ」、椽齋本如此アリ、

「妙覚寺本椽齋本如此アリ」とあるが、それは宮本の上巻の表紙に朱書で「椽齋本校合」とあるのと一致し、このように注記された辞句は椽齋本から伝写されたものと考えて良いと思う。上段(宮本)と下段(享保版)とを比較してみる時、上段の墨書本文と朱書き入りは下段の朱書の書き入れ(「十訓抄序」のみは黒刷りである)とほとんど一致している事がわかる。ここで上段と下段の関係について考えてみるに、次の三つの場合が考えられる。

①上段(宮本)から下段(享保版)に伝写された。

②下段から上段に伝写された。

③上段も下段も妙覚寺本の模本から伝写された。

このうち②の場合は次のような事から無理であると思われる。

下段の朱書の「徹書記物語……焼侍りし也云々」のあとには上段にある「椽齋本如此アリ」という語句がない。

享保版に伝写されている妙覚寺本の模本の本文はすべて朱書の書き入れとして表記されている。(享保版の朱書の書き入れの本文は宮本の本文とほとんど一致するが、宮本では書き入れではなく、すべて墨書の本文である。)

①と③の場合についてであるが、ここではどちらとも決めがたい。いずれにせよ、ここで言える事は享保版にある数多くの朱書の書き入れと宮本の本文とがほとんど一致する事から、宮本は妙覚寺本に非常に近い関係のものであらうという事である。なお妙覚寺本は現在所在不明である。

(三) 彰本の補欠部の本文について

前記第三類本の彰本の補欠部(第七と第十の四十七話以降の部

分)の最初の箇所にはそれぞれ「從此至卷末以妙覚寺本補欠」と墨書の書き入れがある事から、彰本の補欠部は妙覚寺本から伝写されたものと考えられる。しかし彰本補欠部には墨書で次のように記されている事が少々気にかかるのである。

十訓抄下

妙覚寺本

或人云六波羅二藤左衛門入道作云々長時々茂等奉公

右記の「妙覚寺本」という墨書の書き入れであるが、これは妙覚寺本から伝写した時に「妙覚寺本にこうあった」という意味で注記されたとも考えられるが、又彰本補欠部は妙覚寺本の模本から伝写されたのではないかとも考えられるのである。そこで彰本補欠部の親本について検討してみる事にする。

彰本補欠部の親本を考えるにあたって、彰本補欠部の本文の人名の傍注を宮本、吉本、それに前記名本の補欠部の本文の人名の傍注と比較してみると、彰本補欠部の本文の人名の傍注が宮本の本文の人名の傍注とほとんど一致している事がわかる。四本の本文の人名の傍注を整理してみると次のようになる。

宮本の本文	宮本の傍注	ページ数と行 数(注4と同 じくする)	吉本	彰本	名本
白河院	後三条院第一御子	12—12	○	○	○
敦季	右府生公武子下野氏	12—14	○	○	○
大二条閔白	敦通公	15—15	○	○	×
敏達天皇	三十一代欽明御子	16—15	○	○	○
嵯峨帝	桓武二子	16—10	○	○	△

野相公	参議降守子	16—10	○	○	×
成明親王	村上帝	18—16	○	○	○
四条大納言	三条閔白頼忠一男	19—15	○	○	○
禅林寺 深覚僧正	師輔御子	20—17	○	○	○
京徳源大納 言雅俊卿	六条右府頭房息	22—14	○	○	×
大伴黒主	仁和頃人	24—11	○	○	○
皇嘉門院	法性寺忠通御女崇徳院女御 御母大納言宗通女	24—10	○	○	△
鳥羽院	堀河第一御子	25—16	○	○	○
中院オト、 堀河院	雅定大相國雅宗子 白川院御子御母六条右大臣 頭房女	25—10	○	○	×
家網行綱	兄弟	29—10	○	○	×
都良香	都腹赤子	32—15	○	○	×
左衛門佐 基俊朝臣	大宮右府俊家子	32—19	○	○	○
頭仲入道	六条右府頭房息	32—11	○	○	○
以言	大隅守仲宣子	33—19	×	△	△
後中書王		33—11	○	□	□
文時卿	高規子	34—14	○	○	○
保胤	賀茂忠行子	34—15	○	○	×
晴明	大膳大夫安倍政村子	35—15	○	○	×
隆禅律師	左中将政兼子	36—10	○	○	×
泰始皇帝	泰莊袁王子	37—10	○	△	×

注5
注6

堀河院	通俊中納言	右土御門大臣	白河院	言朝忠納卿	高倉院	唐太宗	吉水大僧正	鎌倉右大將	壬生ノ二位家隆卿	丹波守玉淵	保胤	徳大寺ノ右ノオト、	宗家大納言	三守ノ大臣	式高遠	太宰大	白河院	祭主親	卿頭頼	九条民部	張儀	伏見修理太
白川御子	帥中納言経平卿息		後三条院御子	左大臣定方息母山陰中納言女	後白河院四御子	神堯皇帝御子	法性寺関白忠通御息	左馬守義朝息清和十代孫	猫間中納言光隆子	参議音人子	忠行子	公藤実定公息	中御門内大臣宗雅息	阿波守真作子	参議齐政子小野宮殿孫	卿女	後三条御子御母中納言公成	大中臣能宣子	参議大内威卿為房子	大將軍	讚岐守俊遠子大夫宇治殿御息	
150 八	150 七	150 二	148 十一	148 七	146 五	145 七	144 五	144 四	142 七	140 一	138 七	136 十	136 四	135 五	64 四	61 四	59 二	56 三	48 九	45 十		
×	×	□	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	×	△	○	×	○	○	○	△	△	×	△	△	△	×	×	×	×
		注10												注9				注8			注7	

基衡	宗綱	将一条左大臣時卿	小一条左大臣時卿	覚忠	中院僧正	広沢僧正	顯基卿	敦兼刑部卿	玄上宰相	济政三位	式資通	佐理卿	言伊房納	帥中納言	花園内大臣	右中御門	麗景殿	慶禪	政長朝臣	宗俊卿	二条院	基綱卿
清衡子	兼時子	左大臣帥尹息	法性寺大殿忠通御息	定遍左馬頭顯定子	寬朝敦美親王御子	大納言俊賢子高明公主孫	伊与守敦家子	中納言諸葛子	左大臣雅信孫	從三位播磨守济政子	小野宮少將敦敏子	行経子	輔仁親王御子	雅定大相國雅実子	朱雀院女御堀川右府頼宗御母	六波羅寺別当	資通子	左府俊家子	後白川御子御母大納言経実卿女	帥民部卿経信息		
172 三	171 七	171 七	169 十一	168 十	167 八	166 八	165 十	164 九	164 二	163 九	162 九	162 一	155 七	155 七	155 三	154 一	153 十一	153 十一	152 八	151 七		
○	○	○	○	○	○	△	×	○	×	○	×	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△
○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
○	×	○	○	○	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	△	△
						注13								注12							注11	

秀方	号腰龍口	175	九	○	○	×
平將門	鎮守府將軍良將子	181	十	○	○	○
常陸盛祿	常陸大掾国季子号常平太	181	十	△	△	○
藤原秀郷	下野大掾村雄子	181	十一	○	△	○
参議民部卿忠文	宰相枝良子	182	一	○	○	×
刑部少仲舒	宇治民部卿号	182	一	×	△	×
大江公資	播磨守清宗子	183	二	○	○	×

注14

*○印は人名の傍注が宮本と一致する事を示す。(宮本に人名の傍注がない場合に於いても宮本と一致する場合は○印で示した) △印は人名の傍注が宮本とくらべて一部に文字の異なりはあるものの、ほとんど一致している事を示す。×印は宮本にある人名の傍注がない事を示す。□印は宮本に人名の傍注がないが、他の本に人名の傍注のある事を示す。

右記の人名の傍注についての表を数量で整理すると次のようになる。

<表I>

	一致している簡数……a	ほとんど一致している簡数……b	一致度数(%)	
			a+b	$\frac{a+b}{75 \times 100}$
宮本と吉本	57	6	63	84
宮本と彰本	60	12	72	96
宮本と名本	38	14	52	69
吉本と彰本	56	6	62	83
吉本と名本	35	8	43	57
彰本と名本	41	11	52	69

*総簡数は七十五である

△表I-Vを見てみると、宮本と彰本補欠部との一致度は九十六%で最も高い事がわかる。併せて両者の一致していないのは、総簡数七十五のうち三箇所だけである事もわかる。そのうち二箇所は彰本補欠部にあって宮本にないものであり、他の一箇所は宮本にあって彰本補欠部にないものである。このように宮本と彰本補欠部とがほとんど一致しているという事は、両者が同一系統のものであると考えてよいと思う。この事は次に示す例からも裏付ける事が出来る。

仍和歌才学ヲ (151—5)

仍和歌才学ヲ (吉本)

仍和歌才学を (彰本)

天治二年八月十日 (155—六)

天治二年八月十日 (吉本)

天治二年八月十日 (彰本)

何事ヲモ始ムトナラハ (163—四)

何事ヲモ好ムトナラハ (吉本)

何事をも始むとならば (彰本)

右記の例を見てみると、右傍の注記が宮本と彰本補欠部とに於いて一致しているが、この事は宮本と彰本補欠部とが同一系統のものであると考えて良いと思う。では宮本と彰本補欠部とはどのような伝写関係にあるかという事であるが、私は次の二点から彰本補欠部は宮本から伝写されたものではないと考えたのである。その一つは彰本補欠部にある人名の傍注が宮本にない簡所が二箇所あるという事である。

後中書王(33—11)……彰本には「村上御子」と傍注がある。
土御門右大臣(150—11)……彰本と吉本には「師房堀河俊房御父」
と傍注がある。

もう一つは次に例を示すように、彰本補欠部にある注記と振仮名が
宮本になくて吉本と一致するものがあるという事である。

野ニ出テ遊時(146—11)

野ニ出テ遊時(吉本)

野ニ出テ遊時(彰本)

仲舒(182—1)

仲舒(吉本)

仲舒(彰本)

彰本補欠部の親本が宮本ではないとすると、彰本補欠部の親本は何
かという事になるが、

人名の傍注が宮本と彰本補欠部とに於いてほとんど一致している
事。

宮本と彰本補欠部とに於いてのみ一致している注記のある事。

宮本にない人名の傍注が彰本補欠部にある事。(二箇所のうち一

箇所は吉本にも彰本補欠部と同じ傍注がある。)

彰本補欠部と吉本とに於いてのみ注記と振仮名が一致しているも
のがある事。

これらの事を考え合せると、彰本補欠部の親本は宮本や吉本の親本
と同一もしくは極めて近い関係であったものと考えて良いと思う。

又ここで(二)の項の結論を考え合せると、彰本補欠部の親本は妙覚寺
本と同一もしくは妙覚寺本に非常に近い関係のものであったらう

という事になる。彰本補欠部の親本が宮本や吉本の親本と同一もし
くは極めて近い関係にあったであろうと言う事は、次に示す例から
も裏付ける事が出来る。

ウスヤウノ本ノヤヤリテ(136—11)

ウスヤウノ本ノマ、ヤヤリテ(吉本)

うすやうの をやりて(彰本)

指セル苦シアルマシクハ本ノ付テ其罪ヲナタメカロメン事

(179—9)

指セル苦シアルマシクハ本ノ付テ其罪ヲナタメカロメン事

(吉本)

指せる苦みあるましくは 付て其罪をなためかるめん事

(彰本)

右記の例は彰本補欠部の親本にも宮本や吉本の親本と同様に本文に
不明箇所があり、その箇所が宮本や吉本と一致している事を示して
いるものである。

次に宮本と吉本に存した人名の傍注の本文中への混入例について
考えて見る事にする。彰本補欠部ではその箇所は次のようになって
いる。(なお、宮本、吉本の例は(一)の項参照)

大隅守大江仲宣子
齊名以言を試られける時(彰本)

右記の例では人名の傍注は本文中に混入していないが、この事につ
いては次の二つの考え方が出来ると思う。

①彰本補欠部の書写者が親本に於いて「齊名大隅守大江仲宣子以
言ヲ試ラレケル時」となっていたものを「大隅守大江仲宣子」
の部分だけを取り出し、本文の右に傍注として表記した。

② 彰本補欠部の親本に於いて、既に右記の例のように人名の傍注は本文中に混入していなかった。

① の場合は、少し無理があるように思える。② の場合は、前述のように彰本補欠部の親本が宮本や吉本の親本と同一もしくは極めて近い関係にあるという事と、次に示す名本補欠部の例のように傍注であるべきはずの「大隅守」の部分だけが本文中に混入している事とを考え合せると、妥当であるとは決めかねるのである。

齊名大隅守大江仲宣子以言を試られる時(名本)

そこでこの箇所について次のように考えれば、四本ともいうまぐ解釈が出来るのではないかと思うのである。それは、宮本、吉本、彰本補欠部、名本補欠部のそれぞれの親本(同一もしくは極めて近い関係にある)に於いて、傍注であるべきはずの「大隅守大江仲宣子」が本文中に混入しやすい型で表記されていたのではなからうかという事である。それを、宮本ではこの人名の傍注を本文と取りちがえて本文中に混入してしまい、後で訂正したのではないか。吉本ではこの人名の傍注を本文と取りちがえて本文中に混入してしまったのではないか。彰本補欠部ではそのまま人名の傍注として表記したのではないか。名本補欠部ではこの人名の傍注のうち「大隅守」だけを本文と取りちがえて本文中に混入してしまったのではないかと考えられるのである。

なお彰本補欠部と名本補欠部はそれぞれの本文の性格からして、相互に伝写関係はないと考えて良いと思う。(注2参照)

四 名本補欠部の本文について

名本補欠部には宮本、吉本、彰本補欠部とは異なる本文が数多く

存するという事および、名本補欠部には割合誤写が多いという事は、既述の拙稿にゆずり、ここでは名本補欠部の片仮名本系統に於ける位置について考えてみようと思う。

宮本、吉本、名本補欠部に於いて、人名の傍注が本文中に混入している箇所(一)、(三)の項参照を比較してみると、名本補欠部は宮本からも、又吉本からも伝写されたものではないと考えて良いと思ふ。

参考までにふれておくと、名本補欠部には宮本と同じように「或人云六波羅二藪左衛門入道作云々長時時茂等奉公」という墨書の書き付けが巻末にある。

名本補欠部の親本が宮本でも吉本でもないとすると、名本補欠部の親本は何かという事になるが、この事について考えてみたい。

宮本や吉本の親本には本文中に不明箇所が存していたという事は(一)の項で述べたが、そこで例示した箇所と名本補欠部のその箇所とを対照すると、次のようになっている。

ウスヤウノ本ノヲヤリテ(136—1)

ウスヤウノ本ノマ、ヲヤリテ(吉本)

薄様本ノマの。をやりて(名本)

指セル苦シマルマシクハ本ノ付テ其罪ヲナタメカロメン事 (179—9)

指セル苦シマルマシクハ本ノ付テ其罪ヲナタメカロメン事 (吉本)

させる苦しみあるましくは付て其つみを宥めかろんせん事 (名本)

右記の名本補欠部の「薄様の……」の例を見てみると、「本ノマム」は墨書で注記されている、その不明箇所は宮本、吉本と一致している事がわかる。(これは彰本補欠部の本文の不明箇所とも一致する。〔三〕の項参照) この事と〔三〕で述べた名本補欠部にも人名の傍注が本文中に混入している例が見られる事とを合わせ考えると、名本補欠部の親本は宮本、吉本の親本と同系統のものであっただろうと考えられる。右記の名本補欠部の「させる……」の例には、宮本、吉本にある「本ノ」という表記がないが、これは名本補欠部に於ける欠脱と考えられる。

名本補欠部には傍注として「本ノマム」という表記が墨書で七箇所、朱書で六箇所あるが、その箇所の本文には誤写と考えられるものが多く見られる。

墨書の例

- ① 其子ヲ教ヘセムカマヌタニ(3—18)
其子をおしへせうまぬたに(名本)
- ② 魚鳥ヲキラハヌ事(22—11)
魚鳥をきはぬ事(名本)
- ③ コノモタレハカ返事(26—7)
このもたれはか返事(名本)
- ④ 徒ニ成ヘキ程ノキスナルヘシクハ(54—11)
徒に成へき程のきすなるへしくは(名本)

- ⑤ 此ホトイタハル事有テナン(56—7)
柴と劣ること有てなむ(名本)

- ⑥ シントウヲハケテ(60—9)
しんとうをはけて(名本)

- ⑦ 得レ鷄(147—7)
得鷄(名本)

朱書の例

- ⑧ モチキヲモリタリ(13—9)
もちいをもりたり(名本)

- ⑨ 何ノ断ニ(22—18)……吉本では「何ノ料ニ」とある。
何の料に(名本)

- ⑩ 牛モ徒ニ候ヌレハ(42—18)
牛も徒とぬれは(名本)

- ⑪ 此時又上古ノ遠楽ヲシラント(157—13)
此時。上古の遠楽をしらんと(名本)

- ⑫ 兼季行オトヒ(165—11)……吉本では「季兼季行オトヒ」とある。
兼季行おとひ(名本)

⑬ 進勅ノカレ候へキニアラス(172—17)

「違勅の申し候へきに非ず(名本)」

* 右記の宮本の本文はすべて吉本に於いても同じである。(但し、注記のある箇所は除く)

右記の墨書の例のうち「本ノママ」とある箇所が宮本、吉本の本文と異なるものは①⑤⑦であるが、①は「セムカ」を「せう」と、⑤は「此ホト」を「柴」と、⑦は「鶴」を「鶏」と、それぞれ誤写したものであろう。又朱書の例のうち宮本、吉本と異なるものは⑩⑫⑬であるが、⑩は「候」の草書を「と」と、⑫は「カレ」を「申し」と、それぞれ誤写したものであろう。⑬は「季行」の「季」を書き落したのであろう。このように見てくると、名本補欠部には宮本や吉本にくらべて本文に多くの誤写が含まれている事がわかる。又その誤写は、「本ノママ」とあるところを見ると、既に名本補欠部の親本の本文に誤写があったと考えて良いと思う。となると、名本補欠部の親本は宮本や吉本の親本と同系統のものであるものの、宮本や吉本の親本よりも少くとも一段階片仮名本の祖本から遠い関係にあったものと考えて良いと思う。

結 論

宮本、吉本、彰本補欠部の親本はいずれも同一もしくは極めて近い関係にあったであろうと考えられる。又この三本のそれぞれの親

本は妙覚寺本あるいは妙覚寺本に極めて近い関係のもの、すなわち妙覚寺本系統のものであったであろうという事も考えられる。名本補欠部の親本も妙覚寺本系統のものであるものの、この三本の親本よりも少くとも一段階片仮名本の祖本から遠い関係のものであったであろうと考えられる。

注1 古典文庫版「十訓抄下」を使用する。

注2 両本の補欠部が片仮名本で補ったものである事は明白である。拙稿「十訓抄(片仮名本)に於ける本文批評」(武庫川国文第十二号)参照。

注3 古典文庫版「十訓抄」の説話番号による。

注4 アラビヤ数字は古典文庫版「十訓抄下」のページ教を示し、漢数字はその行数を示す。以下同じくする。

注5 彰本と名本の傍注はそれぞれ異なる。

注6 彰本と名本には「村上御子」と傍注あり。

注7 吉本と彰本の傍注は同じである。

注8 吉本、彰本、名本の傍注は同じである。

注9 名本では「小野宮殿孫」が欠。

注10 吉本と彰本には「師房堀河俊房御父」と傍注あり。

注11 吉本では「師」が「師」になっている。又名本では「経信」が「経信卿」となっている。

注12 注8に同じ。

注13 注8に同じ。

注14 注8に同じ。